

厚生常任委員会記録

平成29年 7月11日 (火)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

平成29年 7月11日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	7月11日 (火)	案 件 平成29年厚生常任委員会行政視察の総括 平成28年決議第4号の対応状況報告 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員 長	中川原 豊 志	委員	国 松 敏 昭
副 委 員 長	柴 藤 泰 輔	〃	西 依 義 規
委 員	内 川 隆 則	〃	樋 口 伸 一 郎
〃	成 富 牧 男		

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健 康 福 祉 み ら い 部 長	詫 間 聡
社 会 福 祉 課 長	吉 田 忠 典
社 会 福 祉 課 高 齢 者 福 祉 係 長	佐 藤 直 美
健 康 福 祉 み ら い 部 次 長 兼 こ ど も 育 成 課 長	石 橋 沢 預
こ ど も 育 成 課 子 育 て 支 援 係 長	田 中 大 介
こ ど も 育 成 課 担 当 課 長 鳥 栖 い づ み 園 長	久 保 山 史 葉

市 民 環 境 部 長	橋 本 有 功
市 民 協 働 推 進 課 長 兼 市 民 相 談 室 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長	宮 原 信
市 民 協 働 推 進 課 長 補 佐 兼 地 域 づ く り 係 長	犬 丸 章 宏
市 民 協 働 推 進 課 長 補 佐 兼 市 民 協 働 係 長 兼 市 民 相 談 室 長 補 佐 兼 相 談 係 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長 補 佐 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 係 長	天 野 昭 子
国 保 年 金 課 長	吉 田 秀 利
国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 健 康 保 険 係 長	古 賀 友 子
市 民 環 境 部 次 長 兼 環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長	槇 原 聖 二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 日 程

健康福祉みらい部関係協議

平成29年厚生常任委員会行政視察の総括

〔説明、協議〕

平成28年決議第4号の対応状況報告

〔報告、協議〕

市民環境部関係協議

平成29年厚生常任委員会行政視察の総括

〔説明、協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

吉田忠典社会福祉課長

それでは、視察の成果を鳥栖市の行政に生かすということで、松戸市の事業と鳥栖市の事業を比較いたしまして、大きく3つの点。

1つは組織の見直し、高齢者福祉担当の強化。

2つ目に地域包括支援センターの機能強化。

そして、3点目に介護予防把握事業の強化・徹底というこの3点に絞って御説明をしたいと思います。

まず、制度改革に対する組織の見直しと、専門職の配置、増員についてでございます。

平成27年の介護保険法の法改正につきましては、介護保険制度始まって以来の大改革とも言われておりまして、本市におきましても、鳥栖市、あと3町の1市3町で構成いたします鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課とともに制度改革に応じた対応を行ってまいりました。

制度改革への対応におきましては、介護保険課と構成市町との役割分担を協議し、必要な事務事業をそれぞれでしっかりこなしていくことにしております。

介護保険課につきましては、これまで職員の増員を図っております。

鳥栖市におきましても、平成29年度から、嘱託職員ではございますけれども、介護福祉士を雇用いたしまして、制度改革の対応に当たっていくこととしております。

また、職員におきましても、自己研さんを重ね、介護に関する知識の習得に努めております。

制度改革対応につきましては、限られた人材の中で、地域ケア会議やケース会議などを通じ、職員が積極的に研修を重ね、地域包括支援センターからの専門的な相談にも対応できるように、今後も努力してまいりたいと考えておりますが、制度運用の中でどうしても専門職の正規職員が必要となるような事態ということになりましたら、関係部署と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの人的体制の充実、あるいは強化ということに関しまして御説明を申し上げます。

地域包括支援センターにおきましては、国の示した基準に基づき、専門職を配置するための経費を委託料の中に盛り込んでおります。

平成27年度から設けました若葉・弥生が丘地区の包括支援センターにつきましては、他の包括センターと比べて職員の配置が積算のほうで1人少なくなっております。

その理由といたしまして、本年4月末現在の高齢者数を見ますと、鳥栖地区が5,548人、田代・基里地区が3,676人、鳥栖西地区が5,070人に対し、若葉・弥生が丘地区は2,504人となっております。他の地区と比べまして1,000人以上も高齢者の数は少なくなってお

るところでございます。

したがって、委託料の積算につきましては、国が示した基準に基づき、専門職1人分が少なくなっているところでございます。

地域包括支援センターが今後、地域包括ケアシステムの中核になるということは御理解のとおりだと思いますけれども、今後、生活支援事業や認知症対策など、これらの事業の担い手といたしましても、包括支援センターを考えておりまして、それらの事業実施を通じまして、地域包括ケアシステムの拠点として、機能の強化をさらに図っていきたいと考えております。

同時に、人件費等必要な経費につきましても、業務に見合ったものになるように手当てしていくこととしておりまして、市といたしましても、介護保険課と連携し、包括を支援していききたいというふうに考えております。

次に、介護予防把握事業の強化・徹底、目標値へのこだわり等につきまして御説明いたします。

これまで、要介護リスクのある高齢者に対しましては、高齢者に対する基本チェックリストを実施しておりまして、その把握に努めております。

基本チェックリスト等の未回答者につきましては、現在、包括支援センターでその辺の把握に努めているところでございます。

この把握の方法といたしましては、包括支援センターと民生委員が連携をいたしまして、チェックリストの未回答者に対して、訪問や情報の提供、あるいは状況の把握に努めているところでございます。

私どもも、見守りネットワークや民生委員、さらには市民等からの情報提供を受けまして、要介護状態に陥りそうな高齢者の把握に努めておりまして、その対応も積極的に行っているところでございます。

事業につきましては、私たちが高齢者福祉計画の中に盛り込みまして、実現可能な数値を目標値として、積極的に取り組んでおります。

今後も目標値達成に向けて積極的に事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりました。

各委員から確認したいこととか御意見とかありましたら、お願いいたします。

成富牧男委員

今、話を聞いていますと、今からみたいな感じ、模様を見ながらみたいな、一言で言うと。

そこが松戸市とは全然……、松戸市は、とにかく早目、早目ということで、平成 27 年度からの大幅改定ですけれども、平成 26 年 12 月に介護保険制度改革、これはもう、その当時は兼務で、5 名で立ち上げて、平成 27 年度当初には課に昇格して名称を介護制度改革課、そこだけで、兼務じゃない専任で職員は 10 名というふうに、よく役所が使われるスピード感ですね、それを持ってやっている。

こういう大事業をするためには、これだけの人数が、体制が必要なんだ、そのための組織、それから増員、専門職の配置、そういうのをされている。そこが決定的に違うと思うんですよ。

それで、もちろん現状がどうなのかちゅうのも、もう少しつぶさに聞いていかないと、的確な質疑応答にはならないと思いますけれども、やっぱり姿勢が全然違うなっていうふうな感じが、今の答弁を聞いてもしました。そういうことですよ。

だから、1 番目のやつで言うと、むしろ高齢者福祉、社会福祉課は、高齢者福祉の担当というのは、逆にこの松戸市であれば、隣にある介護保険課と話し合いながらというのができるんですけど、こちらの場合はそれが全く、一応別組織ですよ。

それで、広域もあると。包括も当然あると。ということで、そういう連携を図る上でのやっぱり大変さがあると思うんですよ、いろんな事業について、実行性のあるものにするためには。

そこんところで、本当に今のままでいいのかというのがあります。

2 番目は、さっき言われたとおりですけれども、やっぱり新たな業務ちゅうか、実態把握事業も今後センターにお願いするようにしていますと。

それが実際どういうふうになっているのかっていうのをもう少し、例えば、どれだけの人数を実態把握事業で……、どういう人を対象に——3 番目にもかかわってきますけど、対象にして、例えばどれだけのパーセンテージを目標にしているのかと、そこら辺をもう少し。

それで、やったところまででもう終わりたいっていうふうになっていないのかどうか。これについても、やっぱり目標を決めたら目標にふさわしい人員の配置というのが必要になってくると思いますし、これは一般質問でも言ったことがありますけど、やっぱり 3 職種の仕事があるのに、2 職種の仕事っていうのはいかなものかというのを思います。

それから 3 番は、今、2 番目と関連して言いましたけれども、これはよく介護保険事業計画の中に出てきますよね。何もせんやったら、これだけ認定を受けた人がふえます、しかし、こういう介護予防事業をすることによって、少しそれが抑えられます。

それで、抑えたのを前提にした介護保険料とか、いろいろ決まったと思うんですけど、そ

午前10時21分開議

中川原豊志委員長

再開します。

詫間聡健康福祉みらい部長

成富議員の御質問、3項目についてのお答えになるかと思えます。

松戸市の先進地事例ということで、平成26年から介護保険法の改正に伴って、スピード感をもって対応をしてきたというところで、御意見等を頂戴したところでございます。

確かに、松戸市につきましては、本庁内に、市の単独ということで介護保険課の設置がある、介護保険法準備室というのも立ち上げられて現在に至っているという現状であることは認識をいたしております。

また、それを踏まえまして、本市の場合が1市3町における一部事務組合、広域行政という中で、社会福祉課と広域介護との連携がどうなのかっていうことにつきましては、松戸市のほうが先んじておるというところは十分認識をしております。

今回、3項目についての説明を担当課長からいたしておりますけれども、今後、そういったところを先進地の視察というふうに踏まえまして、お答えをしてまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

1つだけ。組織の強化で言うと、ここは地域包括のほかに基幹型包括っていうのがある。言うならば、高齢者福祉担当の中に、多分そういう介護保険絡みに特化した部分ができているんですね。

だから、それが私が言っていた各包括からのいろいろな相談ごとも受ける、ちょっと高度な相談、専門職がさらに専門職にいろいろ相談を受けたりする、そういう基幹型の包括支援センターをつくっているんですね、ということも言っておきたいと思えます。

よろしいですか。

[発言する者なし]

では、松戸市関連の協議については終わります。

次に、龍ヶ崎市関係、こども育成課関係の分だと思えますが、では、執行部の説明を受ける前に、お手元の資料、質問事項を樋口議員のほうから提出していただいていますんで、まず、一回説明を受けてから答弁を求めたいと思えます。よかね。この質問の趣旨を御説明願

います。

樋口伸一郎委員

じゃあ、ちょっと簡単に説明をいたします。

龍ヶ崎市は、子育て環境日本一っていうのを掲げて、今年度初めて取り組む事業も含めて、さまざまな事業を行っておられたんですけど、今、お手元の書類で3つに分けて、子育て環境の改善をするための施策であったり、保育士の処遇とか待遇改善につなげる施策と。

あと、労働環境改善に寄与できるであろう支援施策ということで、一番下のたつのご育て応援の店っていうのは、一番上の子育て環境改善につなげる施策でもあるかなというところで、3つに分けて、先日の議会での視察報告会でも一応これを抜粋して報告したんですけど、龍ヶ崎市は10個以上の事業を視察の中で説明をしていただいて、その中でも、ちょっと予算規模も少なく、鳥栖市でも検討できるんじゃないかなっていうのを、自分なりに7つぐらい挙げて、今ここに記載をいたしております。

(2)の決議第4号の対応状況というところにも後ほどつながってくるんですけど、新制度に移行してからは、税制対策等は示されておるんですけど、この待遇改善や保育士確保については具体的に何を行っていいかわからないというのが各地方である課題っていうふうにおっしゃられたかと思います。

本当にこうした改善とか保育士確保を行っていくには、各地方自治体のその場にあるニーズに沿った具体的な政策を行っていかないとつながらないかなあというふうに感じましたので、こちらに挙げている7つの事業を、まず、鳥栖市が国の制度に基づいて行っている事業もこの中には入っていますので、鳥栖市がもう既に行っている事業もこの7つの中にあるかと思いますので、そこを挙げていただいて、現在行っていない事業をお伺いできればということが1点目です。

それで、行っていない事業で、簡単にはできないでしょうけど、鳥栖市でも検討ができるのではないかなっていうところを、行っていない事業で、できるかできないかというところの範囲でお伺いをしたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

では、執行部から御説明をよろしいですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

鳥栖市の子育て関係の事業ということでございますけれども、まず、鳥栖市が既に行っている事業というところから説明をいたします。

上から5番目のたつのごサタデースクール・アフタースクール推進事業、これにつきまして

ては、鳥栖市におきましては、児童センター事業が、まず該当すると思います。

龍ヶ崎市には児童センターがございませんので、こういった形での事業を推進されていると思います。

児童センターにおきましては、子供たちが学校に行っている平日は、放課後に児童センターのほうでフリールームを開催しております、こちらのほうで子供たちの居場所を提供しております。

また、主に夏休み期間中、あるいは冬休み期間、長期の期間中に集中しますが、子供たちのいろんな教室、例えば陶芸教室であったりとか、習字であったり、折り紙教室、いろんな体験ができるような講座を開いております、こちらに多くの子供たちが参加をされております。

また、夏休み期間中は学校のほうに児童センターの職員が出向いていきまして、そこで割と大がかりな、アクティブな、例えば実験教室とか、何か科学に関係があるような教室であったりとか、そういったことを開催しております。

また、こども育成課の担当ではございませんけれども、市民協働推進課のほうでは、まちづくり推進センターを使って、放課後子ども教室を各地区の推進センターでそれぞれのセンターが独自のアイデアを出して子供たちのいろんな教室を開催されており、また、生涯学習課におきましては、少年少女自然体験学習事業を、8月に市村自然塾で開催をしております。

こういったことで、いろんな課が子供たちを対象にした体験教室であったり、学習教室であったり、そういったことを開催しているところでございます。

それから、その下の生活困窮家庭の子供たちへの学習支援事業についてでございますが、これは、昨年度の6月補正で上がっておりますけれども、学校教育課のほうで学習内容の定着が十分に図られていない中学3年生を対象に、放課後を利用して補習学習を実施しているところでございます。

内容といたしましては、各中学校で週に2回、2教室の開催をされておまして、英語、数学の2教科について外部からの講師を招いて補習事業の開催をされているところでございまして、昨年度の7月から、また今年度も継続して開催をしているところでございます。

鳥栖市で行っている事業は、この2つになりますけれども、そのほかに上から3番目の保育士等修学資金貸付事業、これにつきましては、昨年度から佐賀県のほうが実施をしておまして、こちらほう、月額5万円以内で2年間を限度として保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を学生さんに対する修学資金の貸し付けを行っておられるところでございます。

また、一番下のたつのご育て応援の店、これにつきましては、佐賀県では2006年から県がこの事業を行っております。

佐賀県では、佐賀県子育て応援の店事業ということで2006年より実施をしております、佐賀新聞社のほうに委託をする形で実施を現在もされております。

これに登録をして会員証をもらおうと、いろいろなお店で特典を受けることができたり、あるいはいろいろな店でミルクのお湯、赤ちゃんのためのミルクのお湯を提供いただけたりとか、そういう子供、子育ての親子に優しいお店というのがこの子育て応援の店事業に登録をされておまして、最近の情報でございますが、県内で1,500店舗ぐらいに登録をされております。

それで、これも直近の情報ではございますが、鳥栖市内のお店に関しましては、70店舗ぐらいに登録をされているところでございます。

鳥栖市の市民の方がどれぐらいこの会員登録をされているかについては、ちょっと情報を持っておりませんので、お答えはできません。

これが鳥栖市もしくは佐賀県のほうで現在実施をしている事業でございます。

2番目の行っていない事業についてでございますけれども、例えば、一番上のプレミアムたつこの商品券。

これにつきましては、鳥栖市のほうでも平成22年ぐらいからプレミアム商品券というのを商工振興課のほうで事業として実施をしております、平成27年度の実施が最後だったかと思えますけれども、これにつきましては、かなり多くの財源が必要となってまいりますので、今後、鳥栖市で取り組むということになれば、龍ヶ崎市のように、例えば、18歳未満のお子さんがいらっしゃる家庭には、少し多めのプレミアムをつけていただくとか、そういった意見の提言等はこども育成課としてできるのではないかと考えております。

それから、駅前子どもステーションの管理運営委託事業についてでございますが、これにつきましては、龍ヶ崎市というところは、都心50キロ圏内にあるということで、都心に電車通勤でお勤めされている方が非常に多いということから、この駅前子どもステーション管理運営委託事業ということかと思えますけれども、現在のところ、鳥栖市におきましては、非常に交通の便がいいということもありますけれども、電車通勤をされている方の数が龍ヶ崎市とはかなり違っているのではないかと考えております。

今のところ、市民の方々からも、こういった関係の御意見をいただくことがなかったので、もう少しニーズがあるのかというのを十分検討してから考えていく必要があるのではないかと考えております。

保育士の家賃補助事業につきましては、これは国の補助事業としてございますが、これにつきましても、鳥栖市内の保育所にお勤めをされている保育士さんたちが鳥栖市内にアパートを借りて、一人暮らしで保育所に通われているというケースが恐らくないのではないかと

考えております。その辺をちょっと佐賀県の西部の自治体等にもお尋ねをしたところでございますけれども、なかなか東部のほうに移り住んで保育士をしようというニーズは、恐らくないのではないかと考えてございます。

というのが、西部のほうにおきまして現在、保育士が足りない状況は変わらないということでございます、その辺も、もう少し詳細にニーズを検討しないといけないのではないかと、検討してから、事業を実施するかどうかの判断になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

執行部からの説明が終わりました。

何か御質問とか確認したいことがございましたら、お願いいたします。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

今、最後に、佐賀県の西部のほうでも保育士は不足しているっていうような状況の御説明もあったんですけど、だからこそ、やっぱり不足しているのが全体的にというのがわかっているからこそ、多分やっていないことを考えていかないといけないかなと思うんですよね。

例えば、県内、先ほどちょっと鳥栖市に置きかえて言われたんですけど、市内に住んで市内で働くというところであれば、やっぱり鳥栖市に住む人は少なく、近隣の市から通われている保育士さんもいるのかなと思うので、例えば、ここはもう県との協議とかにもなるかもしれないですけど、県外から市内で働く人まで範囲を広げて検討してみるとか、保育士が不足しているということは県全般でわかっているのであれば、そういった検討をしていくことが大事かなと思っていました。

できる、できないっていう前に、先ほど説明の中ですごくいいなと感じたのは、龍ヶ崎市にせっかく視察に行ったので、鳥栖市に置きかえて想定してみることで、例えば、適合できるものと適合できないものがあると思うんですよね。

これ、鳥栖市でやっても無理っていうのとか、これだったら鳥栖市でも前向きに検討していたら何かにつながるんじゃないかっていう、想定をしてみて、適合するもの、しないものを分けていくだけでも大きく違うかなと思いますし。もし何か予算を少なくかけることで、試しじゃないですけど、試作できるようなことがあれば、それを行っていくというような検討をすることで、決議等が出てきた対応状況でも、何もしていないっていうふうに認識されずに、何か取り組みを行っているんだと、先進地視察に行った後に、鳥栖市で置きかえて想定をやってみて、全てが適合しなかったという判断を出すだけでも、そういった決議につい

ての対応にはつながるんじゃないかと思っていますので。

例えば、もう1つ挙げさせてもらおうと、保育士等修学資金貸付事業は佐賀県等が行っておりますので、赤ちゃんの駅とかそうしたものも、県が行っておりますので、県が行っているからとかではなくて、それに鳥栖市も似たような形で乗っかるっていうか、ちょっと乗っかって、今行っているベースに乗っかるっていう検討でも、やっていないよりも非常に前向きな検討にはなるかと思います。そういった面も含めて決議の対応につながっていくように、検討につなげていっていただければなと思いましたので、ちょっと御意見をさせていただいて質問は終わりたいと思います。

これは質問ではございませんので。

中川原豊志委員長

ほか、何かございますか。

[発言する者なし]

じゃあ、私から1点、すいません。

というのが、龍ヶ崎市でこの子育てガイドをもらったんですよね。これ、見られましたか。

すごく内容も充実していて、それで、商業的なものですから、無償でつくってもらっていらっしゃるんですね。これ、すごくいいなと思ったんで、こういうのは検討できんかなとちょっと思ったんですが、いかがですか、急ですが。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

龍ヶ崎市のお話が来たからではないんですけども、偶然にもある業者さんからお話が来ておまして、現在、社会福祉課と健康増進課とこども育成課関係のいろんな情報を盛り込んだ、そういうガイドブックを作成中でございます。

近い将来、ちゃんとできると思います。もう情報のデータはお渡ししておりますので、できると思います。

中川原豊志委員長

無償で。（「無償でございます」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。楽しみにしております。

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

では、龍ヶ崎関係の協議は終わります。



平成28年決議第4号の対応状況報告

中川原豊志委員長

次に、平成28年決議第4号に関しまして、その対応状況を執行部のほうから説明をお願いしたいというふうに思います。

保育士の処遇改善等に関する決議でございましたので、よろしく申し上げます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育士の待遇改善と保育士確保の促進を求める決議についてでございます。

1番の公立保育所においては、正規保育士の増員と嘱託保育士の待遇改善に努めることということでございますけれども、まず、公立保育所の正規保育士の増員ということにつきましては、答弁でも何回もお答えしておりますけれども、それぞれの職責、労働時間、労働条件、そういったものを持って保育に従事しているところでございまして、嘱託職員が足りない分を正規職員で補充をするという考え方については、慎重に検討を進めていく必要があるという考え方は変わっておりません。

それから、嘱託保育士の待遇につきましては、本年4月から有給の特別休暇が付与されておりますので、一定の待遇改善に向けて進んでいるものと考えているところでございます。

それから、公立保育所の嘱託保育士の待遇改善ということにつきましては、当然、まず、嘱託保育士の確保が非常に難しい状況にあると。そのことが、待機児童等の問題がなかなか解決しないということに起因しているわけでございますけれども、昨年度、新設の保育園が3カ所できましたことで、その影響も若干あって、非常に保育士の確保が難しい状況ではございますけれども、ハローワーク、あるいは県の保育士・保育所支援センター、こういったところと連携をいたしておりまして、本年度の4月1日に7名の嘱託保育士を採用しております。

その後、2名の嘱託保育士をさらに採用をしておりまして、保育業務ではございませんけれども、子育て支援センターのほうに1名さらに保育士を確保しているところでございます。

そういったことで、今後も嘱託保育士の確保については、いろんな機関と連携をして、努力をしてみたいと考えております。

また、処遇改善につきましては、賃金の問題もあるかとは存じますが、嘱託保育士の賃金につきましては、前回、西依議員からの御指摘もあったので、近隣の嘱託職員の賃金にできるだけ合わせた形になるように、今後、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2番目の近隣都市部と同程度の鳥栖市独自の保育士賃金体系を確立することと
いうことに関してでございますが、これは、私立保育所の保育士の賃金のことであると思
いますけれども、これにつきましては、国によりまして地域別に設定された単価に基づいて、
施設型給付費として給付をしているところでございます。

本市に設定されております施設型給付費の単価地域は、100分の3に該当いたします。

この100分の3というのは、給付費の単価というのがございまして、この単価に入所児童
の子供たちの数を掛けて、そのほかにも加算額というのがございまして、いろんな特
別な事業をしていけば、加算額がそこに足し算されていくわけでございます。

この単価表というのがございまして、これは国家公務員の給与をベースにして、厚生労働
省のほうははじき出している単価ではございますが、これが地域によってさらに100分の3
を加算、あるいは100分の6、100分の10を加算した単価が地域によって決まっております。

鳥栖市の場合、このベースになるという単価に100分の3を加算された金額が給付費の
計算のもとになる単価として設定をされているところでございます。

佐賀県内におきましては、鳥栖市が100分の3、それから、100分の6を設定されてい
るところが佐賀市と吉野ヶ里町でございます。

それ以外につきましては、加算が設定をされていないということになっております。

これが、福岡県のほうになりますと、100分の3、100分の6、100分の10、鳥栖市の近隣
の市町も、こういった加算がされているところでございます。

特に、福岡市、春日市、福津市は100分の10が加算されているところでございます。

こういったことから、各私立保育所に給付をされる施設型給付費の中には、こういった保
育士の処遇改善を含めて給付をされているところでございますので、鳥栖市が独自に私立保
育所の保育士の賃金に関して一定の基準を定めるというようなことは非常に困難なことであ
ると考えております。

社会福祉法人の運営でございますので、その法人によっては、財政力というのがいろいろ
異なっているところがございます。その中で、各法人さんとして賃金を決定されているとこ
ろでございますので、今後とも賃金面での処遇改善については、法人さんに対してもお願い
をしていくところでございます。

それから、3番目の保育士・保育所支援センターを設立し、潜在保育士の掘り起こしや就
職支援等、多面的な保育士の確保と待遇改善施策を行うこととということでございますが、こ
れにつきましては、国の補助事業でございまして、保育士・保育所支援センターを設置する
ということに対して、国が2分の1の補助をしております。

補助の対象となりますのは、各都道府県、それから、政令指定都市、それから中核市、こ

こちらのほうが対象になっておりますので、一般の市町は対象とはされておられません。

そういうことから、以前、視察に行かれた静岡市は政令指定都市でございますので、当然、この辺の補助を使って設立をされていると思います。

佐賀県のほうも県の社会福祉協議会に委託をしております、こちらのほうで保育士・保育所支援センターが設立されております。

こちらのほうで求人、あるいは事業所とのマッチング、そういった業務、あるいは潜在保育士さんの掘り起こし事業といたしまして、子育て等のために一旦保育士の現場を離れていらっしゃる方で、保育業務への復帰を考えておられる方を対象とした研修会等を行うなど、そういった活発な活動をされておりますので、そちらのほうとの連携をさらに深めて、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

こちらのほうとは連絡を取り合っております、現状をお尋ねしたりとか、いろんなアドバイスをいただいたりしているところでございます。

今回、昨年もやっていたんですけれども、保育士の説明会を鳥栖市のほうで開催をしていただくことになっております。

また、潜在保育士さんを対象とした研修会、これも10月でございますけれども、鳥栖市の社会福祉会館のほうで開催をしていただくことが決定しているところでございます。

最後に、4番目の保育支援システムを整備し、保育士の書類作成業務等の事務負担軽減を図ることについてでございますが、この保育支援システムの整備に関しては、昨年度からこの保育システムをつくっている業者さんが各保育所を回っておられまして、いろんな業者さんが保育所のほうにデモを持ってきたりとか、説明パンフレット等を持ってきたりとかされているようでございます。

それで今回、全ての私立保育所の園長先生方とこの件についてお話をしたところでございますが、まだ保育支援システムを入れていろんな書類作成をやっていこうという、まだそういった機運が醸成できていないなというのが率直な感想でございます。

1つは、園長先生方が危惧をされているのは、保育業務に支障が起こる可能性もあると。要は、そういったシステムが入ることによって、パソコン等に気をとられて、子供たちのそういったところに差し障りが出てくるのではないかという危惧をされているところもあります。また、入れるに当たっては、いろんな研修をして、日頃そういったパソコンとかシステムを扱う業務になれていない保育士さんが非常に多い。

また、保育所によっては、20年、30年選手の保育士さんがいらっしゃいますので、こういった保育士さんたちの教育をするのに、今は手が回る状態ではない、保育士さんたちも非常にそのところは不安を抱えているということで、まずは保育園側のほうにシステムを入れ

ようという機運が出てくるのを、ちょっと様子を見る必要があるのではないかと。

もちろん、システムを入れて、メリット、デメリット、情報提供としては行っていくところではございますけれども、少しこれは時間がかかるのではないかとこども育成課としては考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりました。

確認したこととか御質問がございましたら、お願いいたします。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました、御説明。

そうしたら、ちょっと1番から聞いていいですか。1番の賃金の件に関しては、やっぱりここが始まらんと、もう先につながってこなさそうなので、この賃金を近隣自治体に引けをとらないというか、同水準まで目指して検討を前向きに行っていくという前提で次につながっていくかと思うんです。

2番に関してですけど、加算の分でちょっと御説明いただいたんですけど、佐賀市と神崎市100分の6っていう御説明あったんですけど、「吉野ヶ里町」と呼ぶ者あり) 済みません、佐賀市と吉野ヶ里町ですね、100分の6ということで、私も全国の自治体のこの加算の部分を見たんですけど、龍ヶ崎市さんも鳥栖市と同規模で——今回視察させていただいたんですけど、100分の6というところなんです。

ちょっと大きいところなら100分の10とかいう、都市型何とかっていうその範囲があるみたいで100分の10なんですけど、周りの加算対象となっている市を見ていくと、鳥栖市の100分の3って少ないんじゃないかなと、やっぱり思ってしまうんですね。

これ、100分の6にするためにはどうすればいいのか。というか、できるんですか、100分の6に。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その100分の3とか100分の6の決定は国がしていることでございますが、物価の指数であったりとか、そういったものが決める基準にはなっているかと思えます。

ただ、近隣の久留米市とか小郡市とか三養基郡は加算がついておりませんので、鳥栖市よりは低い単価ということになると思います。

それで、福岡県あたりでは100分の3の地域といいますと、北九州市とか、飯塚市とか、筑紫野市とかが100分の3、鳥栖市と同じレベルということになっております。

どうしたらよいかというのは、申し訳ありません、お答えができません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そこなんです、久留米市とか小郡市を見たら入ってないんですよ。

これ、何でか。ちょっといろいろお聞きしたところ、まず、県自体が持っている財源規模が明らかに違って、福岡県の財源規模は、もう佐賀県とは桁違いに多いということもあります。

それと、やっぱり小郡市はちょっと置いて、久留米市単体を見ても、お金をいっぱい持っているというところもあって、やっぱりその市の規模とか予算規模を見ると、鳥栖市と同規模で考えたときに参考になるのは龍ヶ崎市とか吉野ヶ里町とか、そっちのほうで参考になるのかなと思うんですね。

だから、比べる想定をするとき、比較対照するとき、久留米市とか小郡市とか、ないのを見るのと、同規模でも高い水準を持っているところを見るのって、全然この後の取り組みが違ってくると思うんで、100分の10を目指してという極端ですけど、そこを目指すとも100分の6っていうところは同規模のところもやっているんで、ここで施設型給付費を検討していただきたいなど。

国のほうが判断基準、裁量を持ってあるのであれば、鳥栖市で今、保育の量の拡充も進んでいますし、そうした保育ニーズが今の段階では高いことを生かして、主張して100分の6を目指すぞというような検討もしてほしいなっていうのを思っています。

それで、3番は、ここら辺も、今、嘱託職員さんの拡充の話があったんですけども、例えば、保育園が3カ園新設されて、現状、来年に向けて各園の状況をお聞きしましたら、もう来年度以降の保育士不足を懸念してある状態です。

それで、今の保育士不足率よりさらに拍車がかかって保育士が足りなくなるだろうというところで、かなり焦ってっていうか、そこを動かれているので、その辺の現状、来年も今のままでは各園、不足に拍車がかかりそうな感じっていうところは、まず、把握はなされていますか、現状です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

入所の希望の状況にもよるかとは思いますが、これは保育士の確保が非常に厳しい状況にあるというのは、もうこれは、公立、私立、あるいは正規、非正規に関係なく厳しいという状況は認識しているところでございます。

だからこそ、保育士・保育所支援センターのような、こういったところを十分に活用して、公立も私立も一緒になって、例えばこういう就職説明会がある際には、いろんなところが出

てきてアピールをすとか、そういったことが必要なのではと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この不足に対して、単年度で多分、補充していくのは無理なので、今までは保育士不足っていうのを十分認識されてあって、ハローワークさんとか、さまざまな機関と連携しながらその不足に対応できるように取り組んでこられたと思うんですけど、ここに関しては、もうその手をやめないでほしいと。

情報発信を引き続き行ったり、さまざまな機関と連携をもっと密にしたりしていかないと、来年の不足は、多分今よりも激しくなっていく可能性のほうが高いので、その手をとめずに前に進めてほしいなということを感じております。

4番はシステム整備というところ、もう保育士さんの現場の対応とか、お子さん方を見られる現状の中で、いきなりICT化とかいうところに行けば、保育士さんにはかえって負担が増加する可能性もあるかと思えます。ちょっとその部分に関しては、園のアンケート調査とか、現場調査とかを行って、先ほどの、実際適合するかしないかっていう想定をする部分なんですけど、実際、今の園の状況でそういったことをしたら、悪化する可能性もすごくあるかと思うんで、その辺を調査するとかだけでも対応の1つにはなってくるかと思えますんで、検討をお願いしたいなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

1番の正規保育士の話ですが、ずっと、いつも言われている理由、正規保育士とそうじゃない保育士は仕事が違うみたいなことを言われますけど、もちろん、それはそれで、もう今まで何回もやっていますから、そのことについてはあえて言いません。

それで、1つ言うならば、実態はどうなのかちゅうのがありますが、それは置いて、正規保育士を採用できない理由ではないんですよね、その答えは。それぞれの役割分担がありますっていうのは、正規保育士を雇えない理由にはなっていないと思うんですよ。

だから、問題は、慎重な取り扱いをしなければならない、の最後のところ、なぜ慎重な取り扱いをしなければならないかの本当の理由を言わないと答えになっていないと思いますが。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

なぜ正規保育士を雇えないかというよりも、現場の状況から正規保育士を配置しているわけでございますけれども、もちろん、この正規保育士の配置に不足があると、今、正規保育

士の定員がございますけれども、この定員で、正規保育士の配置の数として少ないという場合には、当然、正規保育士の増員ということを考えていく必要性はあるかと思えます。

現在は、正規保育士として、例えば、クラスの担任であったりとか、そういう正規保育士を配置するべきところに配置をしているところに、今のところ数が足りないということはございませんので、今は嘱託職員の獲得を考えているということでございます。預かる子供さんの年齢によって配置の基準とかも違ってまいります。

それで、例えば10年前とかに比べますと、預けたいと言われるお子さんの年齢層も随分変わってきておりますので、今後、そういった状況の中で、ここは正規保育士を配置しておかなければならないということが今後ふえるのであれば、当然、正規の増員を考えていきたいと思えます。

成富牧男委員

さっき定員とか言われましたけど、その定員っていう意味も本来の定員ということではないと思えます。定員は、条例定数から言えばかなり余裕があるはずで、保育士さんも一般職ですよ。ですから、今のはちょっと当たらないと思えます。

だから、要はもうちょっとストレートにその理由を言っていたほうがまた議論がかみ合うわけですよ。例えば、財政的な負担とか、将来、公立保育所を統合やらするときとか、いろいろ、私は、それはそれなりにちゃんと解決策はあると思うんですけど。そういう本音の部分がでてこない、なかなか議論にはならないと思えます。

もし、きちっとした公式的な方針があるのであれば、さっき言われた、正規職員は全必要保育職員の2分の1を上回らないものとするとか。

そういう公式なやつがあるのかどうか、そういうのも含めて、結局、そういうことが——もう質問はしません、もうすぐ終わります——幾ら入所待ち児童、いわゆる待機児童じゃなかったとしても、少なくとも役所として、こども育成課として、この人は保育の必要がありますよっことを認定しとるわけやないですか、公的に。

それを我がたちで認定しておきながら、受け入れについては、まあこの人たちはって、そこまで考えてあるかどうか知らんけれども、やはりその重みですね、自分たちで認定しているんだと、保育の実施義務、児童福祉法24条、そのこととも関連して、もう少し、わざわざ保育の実施義務ちゅうのは、最初取り払われようとしていたのが、また二転三転、どんでん返しで残ったわけですよ。

それだけやっぱり、市がそういう、介護保険みたいな感じになるんじゃないかと、市としてきちっと責任を持つっていうのが法的にも裏づけされておるわけですから、そこら辺の重みをもっと考えてから、今後対応をしていただきたいなと思えます。

終わります。

西依義規委員

近隣の自治体に比べて賃金がちょっと低いというのに対応して、今検討していただいているということなんですけど、もちろん正規の職員を雇えない理由は何となくわかるんですが、それ以外にやれることがもしあるのであれば。

何かないですか、例えば、給料とか、福利厚生とか、嘱託職員の方に何か賞与があるとか、通勤手当があるとかないとか。そういう一般の、正規の職員の方と嘱託職員の方の給与的っていうかそういう福利厚生的な違いって何かあるんですか。

もし、いや、同一労働同一賃金同一待遇が原則でしょうから、もちろん、その市役所職員っていう肩書はいらないけど、そういった福利厚生的な面で、鳥栖市独自でもしできることがあれば、そういったことで結構、もちろん近隣の保育園のそういった——何、いらんことしよっかとか、そういうことになるかもしれんですが——その声とか聞いたことはありますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

嘱託職員の福利厚生的なこととか交通費の問題に関しましては、もう保育士だけの問題ではなくて、例えば本庁で働いている全てに該当することになりますけれども、いわゆる非正規職員の待遇につきましては、今回、有給の特別休暇が本年の4月から付与されるよう、これは保育士に限らず、全てですね。

それで、今後、交通費を明確に支給をすとか、あるいは、賞与を出すとか、そういったことももう法的に実施をしなければならなくなるのがもうわかっておりますので、職員係に確認をしておりますので、いつからというのは……、確か平成30年とかから実施しなければならなくなっているということですので、その辺は、待遇としては全体的によくなっていくのではないかと思います。

西依義規委員

どうせやるなら、もう早くやっていただきたいのと、あと、その雇用形態、もちろん1年ごとの更新でしょうけど、もちろんなあなあで、また来年もお願いね、来年もお願いねってなっているんでしょうけど、それをもっと明確に、やっぱり将来への不安とかを解消するために、例えば、3年とか、5年にするとか、それは別にお金は関係ないじゃないですか、契約の問題なので。

それもやっぱり条例等で、全体にかかわることなのか、今、保育士不足なので、保育士の嘱託職員に限り、こういう雇用形態も認めますとか、契約ができるとか、そういったことを検討したことはありますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

基本的に、嘱託職員は1年ごとの更新ということですので、1年間の雇用契約ということになりますけれども、鳥栖市の嘱託職員につきましては、一般の嘱託職員の方は5年間までは更新ができると。

5年たったら、また試験を受け直すことは可能ですので、試験を受け直して合格すれば、引き続きということになります。

それで、保育士さんの場合は、有資格の方でございますので、保育士さんに関しましては、そういった5年ごとの面接ということはありません。（「優遇されているってことですね。わかりました」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

公式な場で言ってよろしいでしょうね、これは。このことについては、膝詰め談判、私は総務課長と話しをしました。言われるとおり、保育所の問題が発端になって、嘱託職員については将来的には一時金とか、有給休暇とかいうふうな点についての見直しは図るべきだというふうな国からの通達があります。

しかし、嘱託職員が、鳥栖市の中で全てにわたって同等の扱いをしなければならないかということについては、総務課長としっかり膝詰め談判、話した上で、それはありませんというふうに確認をいたしました。

したがって、関係する課長は、これについて御承知だろうというふうに思いますし、部長についても、その辺は再確認いただきたいというふうに思います。

現に、私はお願いをして、実現できたんですけれども、文化会館の嘱託職員については、一定の処遇改善をしているはずです。

その辺から考えると、嘱託職員が職場や職域において、ある程度改善をするのは、それぞれでしたがってもよからうというふうに思いますので、それに見習って、今質問の出ている内容については改善すべきだというふうに思います。

以上です。

中川原豊志委員長

別に答弁はよろしいですね。（「よからう、そりゃ当たり前のこっちゃけん。これは、法律でも条例でも何でもないけん。職域を超えてやってもいいですかっということに」と呼ぶ者あり）（「それは、裁量権があるわけ、原課に」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。答えが別に、部長のほうから何かございましたら。（「答弁ですか。意見として受け取ったんですけれども」と呼ぶ者あり）

では、意見としてということですのでよろしいですね。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

ちょっと1つだけ、私の方から確認というかお願いなんです。今回の決議、平成28年度に決議を出させてもらったんですけども、その取り組み状況ということで、今回、説明を受けておるわけですけども、平成29年度も、現在、認定こども園が2園、平成30年度に向けて新設するというので、工事等が進めてあります。

ということは、そこでまた、認定こども園が2園できることによって、待機児童の解消もできるでしょうけれども、保育士が必要になってくるわけです。

ですから、平成28年度に出させてもらった決議に対しては、さらに検討をしていただいて継続をしているという意味合いで、執行部のほうは検討していただきたいというふうに申し添えしておきたいなと思います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、執行部からの報告、説明を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をします。

午前11時19分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時29分開議

中川原豊志委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooo

市民環境部

平成29年厚生常任委員会行政視察の総括

中川原豊志委員長

次に、近江八幡市の行政視察に関しまして説明をお受けしたいと思いますが、その前に、近江八幡市につきましての取り組み状況、または確認したい項目を西依議員のほうから、質問という形で出させていただいておりますので、説明をお願いします。

西依義規委員

お手元の資料をごらんください。

近江八幡市に5月19日に視察に行きまして、一応、向こうの担当者からいろいろお聞きしました。

鳥栖市にできる、できんとか、鳥栖市に合う、合わない、いろいろあると思いますが、僕なりに4点だけ鳥栖市の考え方を聞きたいなと思ひまして、事前に御質問をお送りいたしております。

説明しますと、1番目は、これが果たしてどうかはわからないんですけど、近江八幡市では、そのまちづくり協議会の職員を雇用できるような形で予算を出してあるということなんで、まちづくり推進協議会が職員を雇用しているという形になっております。その辺について、鳥栖市の考え方はどうなのか。

2番目はセンターの位置づけですね。ここ近年、ここに書いてある6カ所のセンターを防災の災害時の現地本部及び避難場として、設備というか、センターが果たせるような機能を備えているということで、予算もがつつりかけて、12カ所を今後整備していくというお話だったんで、鳥栖市も公民館からセンターに変わりました、今まで生涯学習の拠点だったものがまちづくりの拠点になった。

じゃあ、もちろんまちづくり推進協議会という、そういうソフト面はいいんでしょうけど、ハード的に本当にまちづくりの拠点として整備する方針があるのかどうかということについて聞きたいと思ひます。

あと、3つ目は、これもちょっとこの辺、いろいろ異論もあるんでしょうけど、あそこではまちづくり協議会に公用車を配置されておりました。

鳥栖市も各まち協に、例えば、田んぼがいっぱいあるようなまち協とか、まちなかのまち協とか、いろいろ要望が違うと思うんですけど、もし、センター、まち協等にヒアリングをして、もし市からどういった支援が必要かとかいうようなヒアリングもしたほうがいいんじゃないかなと思ひて、ここも聞かせていただきます。

最後、4つ目が、これ、そもそも変えたきっかけはいろいろあると思うんですけど、僕は究極、まち協が校区の代表的な組織であるということを確認にしないまま進んでいることが

どうもしっくり来ていないんじゃないかなと思っていました。

もちろん自治会の区長会等が今まで相当なウエートを担ってこられたんですけど、そういった組織全体、体協であるとか、交対協であるとか、地区の社会福祉協議会、そういったメンバーまで含めて、地域にみんな根をおろしているんで、それを含めて、この近江八幡市は全部ひっくるめたまち協だったんで、そのまち協の会長はセンター長がされたり、区長会長がされたり、いろいろ違いはありましたけど、まず、これが校区を代表する組織であることは明確にされておりました。

その辺は、鳥栖市としてはどうなのかという4点、お聞きします。

よろしくをお願いします。

中川原豊志委員長

じゃあ、執行部から。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、順次、お答えをいたします。

まず1番目ですけれども、地域まちづくり支援交付金ということで、近江八幡市さんが1億1,700万円程度の予算を組んでおられるということで、鳥栖市といたしましては、まちづくり補助金ということでまち協のほうには補助金を交付いたしております。

現在、各地区に年間40万円のまちづくり支援事業ということで、事務経費に充てるものが10万円。あと、さまざまな事業に使っていただいておりますまちづくりチャレンジ活動事業に対して30万円ということで、各地区40万円ということで、交付をいたしております。

こちらにつきましては、各地区で策定をいただいておりますまちづくり推進計画に基づいて実施されておられますさまざまな事業の経費として活用していただいているところでございます。

そのほかに、地区の体協でございますとか、地区の交通対策協議会ですとか、そういった各団体が取り組まれておられます事業に対する補助金を合わせまして一括して交付いたしております。自由のきくような観点を取り入れた仕組みとして補助金を交付いたしているところでございまして、そういったさまざま地区での活動が充実していくことを念頭に置きながら、補助金のあり方については、今後も検討をしていかなくちゃいけないとは考えております。

先ほど御質問あった雇用につきましては、本市の場合、皆さん御承知のように、鳥栖市の嘱託職員ということで各センターにセンター長以下の職員を配置しております。センター自体の貸館等の業務に当たるとともに、まちづくり推進協議会の事務局ということで、さまざまの事業を実施する際の準備ですとか総会等につきましても、資料の作成からその会の運

営まで、ともに地域の活動の中に入っていきながら実施をしているということでございまして、今のところ、その交付金等に人件費という意味合いのものを含めるということは検討いたしていないところでございます。（「今の、簡潔にいいですか。ありませんで終わるんで。前置きはいいで」と呼ぶ者あり）

続きまして、2点目でございます。

センターの位置づけ、整備ということで、まちづくりの拠点としての整備の方針ということでの御質問だったと思えますけれども、もちろん、現在も地域でのまちづくりの拠点という位置づけで考えているところでございます。

それで、防災の拠点ということで、今回、こちらのほうに挙げていただいているところも近江八幡市につきましては整備をされておられますけれども、今回、災害時の避難所という位置づけといたしましては、各まちづくり推進センターにつきましても、そういった位置づけをいたしてはおりまして、防災機能の整備につきましては、各施設の大規模な改修の際に合わせまして順次進めているところでございます。

弥生が丘のまちづくり推進センターの整備の際にもそういった機能を設けておりますし、今回の旭まちづくり推進センターの改修につきましても防災の観点ということで、そういった機能につきましても、今回、整備をいたしているところでございます。

以上です。

続きまして、公用車でございます。

まちづくり協議会への公用車の配置ということになりますけれども、まちづくり推進協議会の活動をさらに進めていく上では、車両の配置ということにつきましては、活動の幅が広がると考えておりますけれども、その車両の活用内容ですとか、具体的な課題整理、財源等の問題もありますので、これも課題の1つではないかと考えているところでございます。

次に4番目でございます。

まちづくり推進協議会の校区の代表としての位置づけということになりますけれども、こちらにつきましては、もちろんその校区でさまざまな地域活動をされておられる団体の方々が参加をされて構成されておられるまちづくり推進協議会ということになっております。定期的に会議等も開かれまして、皆さんが意見を交わす場ということにもなっております。

そういった地域での活動を異なった立場の方々が一堂に会して協議をされて、そういった場はこれまでまちづくり推進協議会以外にはなかったのではないかと考えておりまして、そういったまちづくり推進協議会の事業計画に沿ったさまざまな事業を行う際にも地域の活動を通じた情報交換を行っておられると聞いております。

ですから、これからもまちづくり推進協議会が地域での活動の核となっていくよう、それ

と地域の活動団体の活動に相乗効果が生まれますように、校区の代表として、その校区を代表する組織としてのまちづくり推進協議会の役割を明確にして、さらにそういった役割を生かしていくための取り組みについて検討していくことは課題だということで考えているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたけど、質問等ございましたら。

西依義規委員

2番は、僕が言っているのは、災害時にあそこが現地本部機能を担えるかどうかというのを聞いているんですよ。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御質問は、その現地本部機能を担っていくためのその体制ですとか、設備、機能、人員確保等、さまざまな課題があるかと思えますし、地域防災計画というのを作成しておりますので、そういったものの議論の中で、そういったところについては明確になっていくのではないかと考えております。

西依義規委員

いや、僕が聞いているのは、もちろん近江八幡市、ちょっと広かったんですね、面積も。鳥栖市はコンパクトだと、いや、まちづくり推進センターはその災害の機能なんて担わなくていいということなのか。

いや、鳥栖市でもいろんな地域に、麓とか旭とかあるんで、もしこの間の朝倉市みたいなのがあった場合に、やっぱりまちづくり推進センターが災害時にしっかりした機能を担えるようにするのかという、鳥栖市の方針を僕は聞いているだけで、現状じゃなくて、やっぱりそうだと思うんですけど、例えば予算的に厳しいとかじゃなくて、その方向性を教えてほしいんですよ。(発言する者あり)

今がどうこうっていうことを言いよるわけじゃないんですよ。

橋本有功市民環境部長

今おっしゃっていただいたように、近江八幡市の面積の状況と鳥栖市の状況はまた違うということで、観点が違ってくるというのは1つあると思います。

それで、今課長も説明しましたように、避難所としての役割を持っていただくということで、鋭意推進をいたしております。

やはり現地本部というのは、市庁舎が一番の本部という中で、ただ、その避難所という役割の次の展開として、それは先ほどの職員をどう配置するかということにもつながってく

と思うんですけども、さらに体制が充実してくれば、例えばまちセンに本庁舎の本部から連絡を入れることによって、そこからのまたつなぎというような方法も考えられるのかなと。

ただ、そこまでに行くには、まだ体制の整備が必要になってまいりますので、今回いただいた提言というか御質問については、やはり今後、まち協についても、まちセンについても、さらに追加、補修だとかも出てくるかとも思いますので、その際の課題整理の材料の1つというふうに考えております。

西依義規委員

もちろん、担当課で、総務のほうの話も交えてくるんで。

ただ、市民の方々に、やっぱりああいうのがあると、実際、じゃあ自分のところはどうかってというのは結構気にされるんで、鳥栖市としても、いやいや、鳥栖市は狭いから全部、あそこはただの避難所で、もう全部、指揮命令はここからやりますんでなのか、ちゃんと委託するのか、しっかり方針を僕は決めとったほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

内川隆則委員

このことについては、もう少しはっきり言ったほうがいいと思う。要するに主体性を持たせるか持たせないかの話やろう、4項目とも。

佐賀市が、一遍やったところが、いや、失敗やったということで、また鳥栖市のように戻したわけだね。

だから、それは主体性を持たせて信用できるかできないかの話やんね。

例えば、ああ、区長会長をあの人は卒業しんさったけん、センター長に推薦しようかというふうな調子ぐらいでセンターがなっていくような可能性になれば、かえってマイナスになるわけよね。

だから、いやいや、もう西依議員が言うようにきちんとした意思を持って、頑張っ、一生懸命努力してもら、それぞれのところで、というふうに信用性を持たせたならば、それは機能を発揮するわけよね、4項目とも。

だから、その辺の関係をどう見るか、市が持たせるか否かということがあるわけで。それを、今のところ、現状こうやっておりますというふうになっているわけだから、いわゆる、端的に言って、まだ信用なりませんというふうなところじゃろうというふうに思いますが、いかがですか。

橋本有功市民環境部長

全くもっておっしゃるとおりでございます、ですから、うちのほうも、やはり私も近江八幡市に行かせていただいて、そういう先進的な部分を、目指す姿というふうには感じたところでは。

ただ、おっしゃるように、体制的にとか、各住民の方々の思いというか、その辺も高まっていかないと、いろんなことをしようとしても、受け入れ体制がないとなかなか難しい。それは、やはり行政としてもそこが盛り上がるような形を少しずつでも進めていくということが必要ななと思っています。

お答えにならない感じなんですけれども、そういうことで、やはり目指す姿は持っておきながら、鳥栖市の現状を踏まえて、1つずつ進めていければなと思っています。

国松敏昭委員

今、まち協は職員が退職されて、事務局長等についてあるじゃないですか。

そう言いながら、本当にどこまでの権限というか、どういうことを目指しているか、その辺がようわからんところが一つあるということと、それから今、内川さん、西依議員、両議員言われたとおり、本当に位置づけをどう思っているのか。ただ単にまだ試行錯誤の中なのか。

本当に権限……、だから、まずハードの面とソフト面、いろいろあるけど、ハード面においては、僕も今回の議会で質問したばってん、まだまだ防災拠点としては一応位置づけとるけど、本当にこれがそういう災害とか、いろんな場合に対応できるような拠点としての機能が発揮できるかっちゅうと、本当に心細いっちゅうか、ないと思うんですよ。

その辺も踏まえて、すぐはできんでも、まちづくり推進センターが独立というか、その地域の本当の担い手となるような方向性を持ってやっているかっていうことが1つ。

それから、運用するために、人の配置、近江八幡市やったら、もう職員きちんと配置しとる以上は、本当に責任を持って、職員としての職務を全うされるでしょうけど、どうもそこから辺が、うちとしての方向性がどうもしっくり——僕を感じ方よ、いってないところがあるんじゃないかなという思いがあって。

だから、本当に、災害が少ないとは言いながら、いろんな諸課題がいっぱいあるわけですから、もっともっとそういう面での位置づけを、もう何年たつかな、まちづくり推進センターになって、もう五、六年になろう。

そういうことで、本気で任せるっちゅうか、その地域を担っていただくというものがあれば、それにふさわしいものにしていくべきじゃないかなという思いがあるんですから、こういう発言をしたわけです。

橋本有功市民環境部長

そういう意味では、センターであったり、協議会が住民の方々から一定認知、認識をしていただけるというのが非常に大事なことでありますし、今回の大雨でも、センターが避難所という位置づけについては、かなり浸透してきた部分もあって、自主的に開設前でも来ていただいて、ちょっと1人職員をという形での対応もいたしております。

センターには当然、そういう場合には職員も参りまして、受け入れると。

そういう災害以外でもいろんな場面でそういった協議会が身近に感じられるように形をとっていくことが今、国松議員のおっしゃった、次の展開に結びつくと思いますので、そういう意味では、行政としても先ほど申しあげましたように、一つずつ積み重ねていければなと思っております。

中川原豊志委員長

僕から1つよかですか。（「いや、委員長、最後に締めとして」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

体制と、さっき言われた意識の部分についてなんですけど、参画者とか参画団体の。

市民協働という部分においては、このまちづくり推進協議会、各組織がつながっている場であって、そのつながりによって、いろんなことができて、まちづくりにつながっていくのが理想だとは思いますが。

でも、各組織をやっぱり見ていくと、例えば、高齢化であったり、衰退化であったりっていう、それがすごく見られる現状の中で、このまちづくり協議会、鳥栖市で置きかえた時は、まちづくり協議会に参画することそのものが負担になっているところがもういっぱいあって、もう無理に来ていらっしゃる人たちが結構おられると、僕の地区で例えると思えるんですね。

そういった中に、先日もまちづくり協議会でできるまちづくりって何だろうという議論を行ったときに、何をすればいいかわからんというのが結論やったんですよ、まち協でするまちづくりって何って。

そうしたら、じゃあ何をしようということで、結局答えが出ずに、例えば、できる強化は、いろんなまちづくり全体を考える人を集めることっていうのも1個あったし、各組織の単位単位でまち協を通して強化していくこと、組織の。その強化することによって、参画者をふやしていく、参画組織をふやしていくっていう考え方、ばらばら出てきたんですよ。

それで、やっぱり今は事業だけを淡々と行っているような、まちづくりとかじゃなくて、事業を行う団体になっているようなところも見えるんで、やっぱり行政も一緒になって、例えば、各組織の強化、高齢者の方々ばかりおるところは担い手をふやしていくとか、そう

いった小さい単位でやることで、まち協を、組織そのものを強化することにもつながるかと思うんですよ。

それを行っていかないと、全部地域に投げとったら多分、もうその組織も自分たちの組織でいっぱいなので、このあたりも行政が一体になって組織の強化を図って、ひいては町区全体の強化につなげていかないといかんのではないかなと。

体制と担い手不足ですね、そのあたり、どういうふうに関後……、今、何か衰退化しよるようになってしまし、何か役目でやっているような状況をすごく感じるんで、今後どのようにお考えかなあと思つて。

橋本有功市民環境部長

確かに、まちづくりって何なんだと言われたときに、はっきりしたお答えというのは非常に難しい部分があつて、一人一人の頭の中にもいろいろなまちづくりがあつて、おっしゃつたように、いろんなやり方というのは当然出てくると。

そういうのを議論していただいて、じゃあ何から初めるのかと。

それと、あと、組織の体制の問題については、一般質問の中でも御答弁申し上げましたけれども、協議会の中でそういう各団体が入っていただいていますので、それぞれの組織の問題とか、その辺も課題として協議いただくことで、問題を共有して、じゃあどうしていきましようかと。どがんなりよるとですかねというような、お互いの思いをまずは話すことから始めていくと。

すぐに内容を解決しようとする、なかなか先に進まない部分もあるかと思つたので、そういう部分では、もちろん行政としても協議会のほうに職員も参加いたしておりますので、その中で、地区で知恵を出し合いながら、一足飛びには当然、いかない話なので、そこを、目指すべきものを持ちながら、進めていくというのが大事かなと思つた。

成富牧男委員

そもそも今のまちづくりセンターとかいろいろできた、まちづくり協議会とかできたのは、元になるやつがありますよね。あれは、まちづくりを条例とか指針なり何なりありますよね。

やっぱり私、こういうときにこそ原点に、その絵が全くないわけじゃないわけですよ。方向性もあるんですよ。あるけれども、もうしょっちゅう一般質問で彼が言いよつたけど、いっちゃん変わってないですねと。

そこんところをやっぱり、改めてそれを棚に上げたり横に置いたりせずに、詰めていく。それなりの、地区なりの、それは十分とは言えんでも、最初、発会したときには、例えば、私やったら若葉地区のこうこうこうちゅうような感じで、言うなら、ミニ総合計画、若葉地区のミニ総合計画、それで、ここら辺はもう、お金が要るけん役所に、まさによく言われ

る行政と何かと何かのいわゆる協働で、得意分野、やっぱり行政は金を出すのが得意分野ですよ。だから、行政から、こういうことをやるからお金をちょうだいとかも言えるようにならないかんですかね。

やっぱり、そもそもの原点に帰れっちゅうことを言いたいと思います。

橋本有功市民環境部長

おっしゃられているように、平成22年5月にまちづくり基本構想を策定しまして、それに沿って協議会なりセンターをこうしていこうというのが一つございます。

それで、今、御指摘いただいたように、やはり5年たって、計画を通して協議会なりをつくって5年たったので、では、やはり今、どうだったのかということを見直すことも、何か忘れかけていることもあるんじゃないかと思えますし、構想のときに目指してきたものを再度確認することも必要かとは思っております。

柴藤泰輔議員

すいません、3番の公用車の配置の件で、まず財源の問題って言われた、その財源というのは購入の財源がもともと大きいと思うんですけど、その購入とかは例えば寄贈とかで、いろんな形で車いただいた場合の、その後のランニングコストについての財源っていうのは可能なかどうかお尋ねします。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

もちろん、そのイニシャルコスト、ランニングコストを含めた財源ということで、予算の確保等を含めて、その前にどういったものに利用するかというものの中身の検討等を含めて、課題だということで認識しているところでございます。すいません、財源といいますのは、後の維持管理も含めたところの財源ということでございます。

ですから、導入する購入コストもこの課題の1つですし、維持していく上でも、そういった費用につきましても課題だと考えておるところでございます。

柴藤泰輔議員

それは、まちづくり協議会で申請すれば日本財団とかの青パトとかは寄贈は恐らくできると思うんですよね。

福岡市の各校区の公民館、全て青パトを配備されていますし、ここに書いてありますように、防災、災害時の広報活動ってなると、この前ちょっと朝倉市に青パトで行ったら、通行止め区間も青パトだったら行くことができるんですよね。そういった災害に効果がありますので。

あと防犯面ですね、各まち協で夕方、地域の方で回っていただければ、子供たちも、ああ、知った人が乗っているということで効果があると思うから、まずは、車というのは助成、寄

附とかはどうかと考えられて、ランニングコストは年間四、五十万円はかかると思うんですけど、これはぜひ検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今、おっしゃられました防犯パトロール等への利用というもの地区では大切なことだと思っておりますし、そういったコスト面、後の運用、どう維持管理していくかということも含めまして研究してまいりたいと思っております。（「研究してどうなると」と呼ぶ者あり）

これまでそういった検討をしておりませんでしたので、ちょっと研究いたしたいと考えております。

中川原豊志委員長

できれば、導入する方向で検討してほしいと、検討だけじゃなくて。

国松敏昭委員

青パトの話ばってん、行政は当番で今ずっと……、あれ、課を越してからかな。

いや、さっき柴藤議員のほうから青パトば各まち協にという提案、そういう話はどうなのか。

今の状況ばちょっと知るために今、聞いたわけですけど、その辺の認識はどがんですか。

今は職員でもうされておるでしょう、夕方かな、その辺の状況をちょっと教えていただいて、まち協まで広げられるのかなという思いがあったもんだから。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

防犯パトロールにつきましては、課を越えてといいますか、全庁的に、各学校の下校時刻等に大体合わせたような時間で、交代で各地区、エリアがございまして、そこを回っているということになってございます。それが今の防犯パトロールの現状でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、近江八幡市関連の協議を終わります。



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、本日の厚生常任委員会を閉会いたします。

午後 0 時閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

